

## 「天皇の即位の日」国民の祝日（4月30日～5月2日）の休日の 取り扱いについて市内の企業アンケート回収結果

5月1日「即位の日」前後の日の各企業の休日の取り扱いについて  
問い合わせが相次いでいることから、当所議員各企業にアンケート  
を実施しました。

燕商工会議所議員 101 件に F A X でアンケートを実施し、101 件中、76 件を回収しました。  
(回答率 75.2%)  
内容は次のとおりです。

- |                              |      |
|------------------------------|------|
| 1 会社の休日は既に決まっている。→74 件       |      |
| ①4月30日、5月1日、5月2日を休日とした。      | 47 件 |
| ②4月30日、5月1日、5月2日のいずれかを休日とした。 | 20 件 |
| ③産業カレンダーどおり                  | 7 件  |

≪①②の労務の扱いは次のとおり≫

- ①他の休業日と振り替える。
- ②会社が指定した休日とする。
- ③年5日の年次有給休暇の時季の指定にする。

- |         |      |
|---------|------|
| 2 まだ検討中 | →2 件 |
|---------|------|